

ILAC (国際司法支援協会) について

国際室副室長・第一東京弁護士会会員
鈴木 雅子 ● Suzuki, Masako

1 はじめに

日弁連は、これまでオブザーバー参加していたILAC (International Legal Assistance Consortium: 国際司法支援協会) に、2008年1月、正式に加盟した。日弁連が加盟している団体としては、IBA (International Bar Association)、LAWASIA (Law Association for Asia and the Pacific)、ICB (International Criminal Bar) に続く4番目の団体である。そこで、本稿ではILACを取り上げて紹介することとしたい。

2 ILACとは

ILACは、2002年に設立され、本部事務所をスウェーデンのストックホルムに置く、紛争後国における司法制度の再構築のために支援活動を行う法律・人権専門家団体等の団体会員及び個人会員から構成されるネットワーク組織である。ILACの活動は、政治的不偏性と透明性の維持・政治的影響力からの絶対的独立性の確保、現地の法制度と伝統文化の尊重の原則、ジェンダーの視点・被差別並びに多様性の確保を指針とし、チーム構成においては、可能な限り、現地/地域専門家、当該問題の専門家、国際法の専門家、実務技術専門家を結集するとされている。活動の資金源は、政府及び国際機関からの支援・助成金であり、これまで、スウェーデン政府、イギリス政府、アイルランド政府、世界銀行等からの資金により、東ティモール(2001年-)、スリランカ(2002年-)、リベリア(2002年-)、アフガニスタン(2003年-)、イラク(2003年-)、ハイチ(2005年-)に代表団を派遣し(そのほとんどが国連の要請による)、また、国連女性開発基金及びスウェーデン外務省との共催による「紛争後の社会におけるジェンダーの公正を推進するためのパートナーシップの協力関係の構築」と題する会議を開催する等の活動を行っている。ILACの会員は、国・地域・国際法律家団体・人権団体等の団体会員及び個人会員であり、現在、会員団体は、IBA、CCBE(欧州法曹評議会)、ABA(米国法曹協会)、英国法曹協会、香港法曹協会等の法曹団体を含む37団体である。

3 ILACにおいて現在進行中のプロジェクト

現在進行中のプロジェクトの対象となっているのはアフガニスタン、イラク、リベリア、ハイチ及びパレスチナ自治政府である(ILACのホームペー

ジの記載による)。このうち、アフガニスタンとイラクの取組みについて紹介すると、アフガニスタンにおいては、ILACミッションの結果を受け、IBAが独立司法改革委員会が独立弁護士会の構築支援をスウェーデン政府の資金援助の下に行っている。また、イラクにおいては、裁判官、弁護士会、国連、CPA、イラク統治評議会等との協議の結果、①司法の独立についてのトレーニング、②イラク司法研修所指導部の他国の司法トレーニング査察ツアー、③法律家に対し公正な裁判と適正手続に焦点を当てた国際人権法についてのトレーニング、④イラク弁護士会援助、⑤法律専門家への国際人権法についてのトレーニングの必要性が合意され、イギリス政府(国際開発局)及びスウェーデン外務省の資金援助の下、それぞれのプロジェクトがILACの団体会員により行われてきた。

このほか、紛争後国の司法と女性に関するプログラムにも引き続き取り組んでいる。

4 イラク弁護士トレーニング・プロジェクト

前述のとおり、ILACは、これまで、ILACのイラクにおける司法制度再構築支援プログラムを実施してきているものの、その国際人権法・人道法トレーニングは裁判官と検察官を対象としており、弁護士を対象とするものではなかった。そこで、弁護士に対しても同様のトレーニングを実施すべく、ILACは、イラク弁護士トレーニング・プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)を企画している。このプロジェクトには、IBAとともに日弁連も実施主体としてかわり、本年度中には約1週間のプログラムをアラブ首長国連邦ドバイで実施することが検討されている。日弁連からは、カリキュラム・教材の作成、講師の派遣などの協力を予定しており、講師にはアラブ諸国からも参加を得る予定である。なお、このプロジェクト実施のための資金を得るため、ILACが、国連民主主義基金(2005年の国連改革により新設された新しい基金で、民主化や人権トレーニング等のプロジェクトに対する資金供与を行う)に対し、助成を申請中である。

日弁連は、これまでもアジアを中心とする国際司法支援活動の実績を積み重ね、その活動は高い評価を得ているが、このように他の国際団体と共に、平和構築に向けた国際司法支援活動を行うのは、初の試みとなる。イラクの弁護士への国際人権法・人道法トレーニングを目的とする本プロジェクトを通じ、イラクにおける国際人権法・人道法の普及はもちろん、日弁連の国際司法支援や国際人権法・人道法に関する活動のより一層の活発化も期待される。